

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2017年3月号 | No. 3/2017

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

新たなPCT締約国

ヨルダン（国コード：JO）

ヨルダンは、2017年3月9日にPCTへの加入書を寄託し、152番目のPCT締約国となり、2017年6月9日からPCTに拘束されます。そして、2017年6月9日以降に出願された国際出願は自動的にヨルダンの指定を含みます。また、ヨルダンはPCTの第II章にも拘束されるため、2017年6月9日以降に出願された国際出願に関し提出された予備審査請求は自動的にヨルダンを含みます。

さらに、ヨルダンの国民及び居住者は、2017年6月9日からPCTに基づく国際出願を出願することができます。

2016年のPCT出願

2016年もPCTの利用は伸び続け、PCT出願件数は約233,000件¹となり、2015年比で7.3%の増加となりました。

米国に拠点を置く出願人が39年連続で出願件数第1位を維持し、2016年のPCT出願233,000件のおよそ4分の1（24.3%）を占め、続いて日本（19.4%）そして中国（18.5%）となり、中国は全体的な増加の推進力となりました。分野別ではデジタルコミュニケーションとコンピュータ技術が最も出願された分野となりました。

上位10ヶ国における各国の合計出願件数及び全出願に対する各国のシェアは以下のとおりです。

1. アメリカ合衆国	56,595	24.3%
2. 日本	45,239	19.4%
3. 中国	43,168	18.5%
4. ドイツ	18,315	7.9%
5. 大韓民国	15,560	6.7%
6. フランス	8,208	3.5%
7. 英国	5,496	2.4%
8. オランダ	4,679	2.0%
9. スイス	4,365	1.9%
10. スウェーデン	3,720	1.6%

¹ この合計とその後に続く数値は速報値ですのでご注意ください。国際事務局では2016年に国内及び広域官庁に出願された全てのPCT国際出願を受理しておらず、確定した数値は本年の後半に公表されます。

その他の国の出願件数、及び2015年の出願件数との比較に関する情報は、下記のリンク先にてWIPOプレスリリース PR/2017/804のAnnex1をご覧ください。

http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2017/article_0002.html

ZTE Corporation (CN)は、2016年に公開されたPCT出願が4,123件で、PCTユーザ第1位となりました。Huawei Technologies Co. Ltd (CN)が3,692件で第2位、Qualcomm Incorporated (US)が2,466件で続きました。

上位10出願人とその2016年に公開されたPCT出願件数を以下に示します。

1. ZTE Corporation (CN)	4,123
2. Huawei Technologies Co. Ltd (CN)	3,692
3. Qualcomm Incorporated (US)	2,466
4. 三菱電機株式会社 (JP)	2,053
5. LG Electronics Inc. (KR)	1,888
6. Hewlett-Packard Development Company, L.P. (US)	1,742
7. Intel Corporation (US)	1,692
8. BOE Technology Group Co., Ltd (CN)	1,673
9. Samsung Electronics Co., Ltd (KR)	1,672
10. ソニー株式会社 (JP)	1,665

上位50出願人の一覧は上記プレスリリースで公表されています (Annex 2)。教育機関による出願に関しては、カリフォルニア大学が1993年以降、PCT制度の最大ユーザとしての地位を保持しています。上位10大学については米国に拠点を置く機関が優勢ですが、上位20大学になると米国とアジアの大学が10大学ずつを占めています。教育機関による出願の詳細についてもプレスリリース (Annex3) でご覧いただけます。

PCT出願の技術分野に関しては、デジタルコミュニケーションが最も多く全体の8.5%を占め、次にコンピュータ技術の8.2%、そして電子機械、装置、エネルギー (6.9%) 及び医療技術 (6.8%) となっています。公開された国際出願の技術分野別の詳細はプレスリリース (Annex4) をご参照ください。

2016年の最終的な数値の公表は (PCT年次報告の形式にて)、本年の後半にPCT Newsletterでお知らせいたします。

ePCT 最新情報

ePCT ユーザインターフェースの新たな外観や印象 (new look and feel) がデモ版において導入され、近く展開される完全な製品版に先駆けて PCT ユーザが新しいデザインに慣れ親しめるようになりました。デモ版は以下のリンク先からご利用いただけます。

<https://pctdemo.wipo.int/ePCT>

このデモ版は実際の国際出願を提出したり、機密性のあるデータや書類を提出したりする目的で利用すべきでないことにユーザはご注意ください。このデモ版は完全にデモンストレーションのためだけのものであり、新しいインターフェースのデザインを先行してお試しいただくためのものです。国際事務局 (IB) は新たな外観や印象に関するご意見を E メールで受け付けております。好ましくは表題に “ePCT Redesign” と記載し以下の E メールアドレスへお送りください。

pct.eservices@wipo.int

新しいデザインが完全な製品版として今後導入される際には（数週間後の予定）、改善されたユーザインターフェースに加え、高度な認証を使用して ePCT へサインインするために、電子証明書と比べより効率的な代替手段として追加のオプションがご利用いただけるようになります。ePCT において機密性のあるデータや書類にアクセスするためには高度な認証が要求されますが、現在ご利用可能な唯一の方法は電子証明書によるものです。新しい ePCT インターフェースの製品版がスタートした後は、ePCT へサインインするための通常ユーザネームとパスワードの入力に加えて、ユーザの携帯にインストールされた携帯アプリケーション又はテキストメッセージ（SMS）で送付された一回限り与えられるパスワードによる必要な高度な認証を追加することが可能になります。電子証明書は今後しばらくの間 ePCT の高度な認証方法として平行して引き続きご利用いただけます。

完全な製品版の導入時には、WIPO アカウントへのこれらの追加の新しい認証方法の設定に関する簡単な説明をサインインページからご利用いただけるようになります。また製品版の導入前には登録されている ePCT ユーザへも連絡される予定です。

30,000 人にも上る既存の ePCT ユーザが新たな外観と印象の ePCT へ移行するのを促進するため、IB は移行期間中は平行してインターフェースの“旧バージョン”を引き続きお使いいただけるようにいたします。

パリ条約

アフガニスタンの加入

アフガニスタン（国コード：AF）が 2017 年 2 月 14 日に工業所有権の保護に関するパリ条約の加入書を寄託したことを受け、パリ条約の全締約国数は 177 となりました。アフガニスタンは 2017 年 5 月 14 日からパリ条約に拘束されます。

PCT 規則 4.10(a)に従い、パリ条約の締約国において/ついて出願された一つ以上の先の出願、又は、パリ条約の締約国ではないが世界貿易機関（WTO）の加盟国において/ついて出願された一つ以上の先の出願の優先権を国際出願において主張することができます。アフガニスタンはすでに WTO の加盟国です。

PCT 規則への改正

2016 年 10 月 3 日から 11 日までジュネーブで開催された会合で、PCT 同盟総会は 2017 年 7 月 1 日に発効する PCT 規則への改正（これらの改正の詳細は PCT Newsletter 2016 年 10 月号参照）を採択しました。

2017 年 7 月 1 日に発効する PCT 規則の全文は、アラビア語、中国語、英語、仏語、ロシア語及びスペイン語（ページの右側にて言語の選択が可能）の PDF 形式でそれぞれご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/ar/texts/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/zh/texts/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/ru/texts/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/es/texts/index.html>

PCT 最新情報

CR：コスタリカ（国際出願の写しの提出）

CU：キューバ（手数料、国内段階移行の特別な要件）

FI：フィンランド（国際出願の写しの提出）

NI：ニカラグア（E メールアドレス）

NO：ノルウェー（E メールアドレス、通信手段、国際公開後の仮保護）

SG：シンガポール（ファックス番号、E メール及びインターネットアドレス、国内段階移行の特別な要件）

TR：トルコ（インターネットアドレス、手数料、国際調査機関、補充調査機関及び国際予備審査機関としての官庁の要件に関する情報）

調査手数料（国立工業所有権機関（ブラジル））

PCT 関連資料の最新／更新情報**ISA及びIPEAの取決め**

WIPO国際事務局とトルコ特許商標庁（Turkpatent）間のPCTに基づく国際調査及び国際予備審査機関としての機能に関する取決めが2017年3月8日に発効され、英語及び仏語のPDF形式でそれぞれ公表されました。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_tr.pdf

http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_tr.pdf

“PCT300万件”のウェブページ

WIPO事務局長フランシス・ガリとフラウンホーファー研究機構による会見のビデオへのリンクを含む、PCT出願300万件目の節目を記念するウェブページが、10の公開言語全てでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/3million/>

品質レポート

PCT国際調査及び予備審査ガイドラインのパラグラフ21.26及び21.27に従って、国際調査及び予備審査機関は国際機関としての業務を遂行する上での品質管理に関する年次報告書を作成します。2016年の報告書の一式を以下のリンク先からご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/quality/authorities.html>

偽の手数料の支払い請求：詐欺行為を行う者に対する法的措置

詐欺行為を行う者に対する法的措置の成功例に関する情報が、英語に加え、仏語、独語、スペイン語、日本語及びロシア語でそれぞれ以下のリンク先からご利用いただけるようになりました。

<http://www.wipo.int/pct/fr/warning/judgments/successes.html>

<http://www.wipo.int/pct/de/warning/judgments/successes.html>

<http://www.wipo.int/pct/es/warning/judgments/successes.html>

<http://www.wipo.int/pct/ja/warning/judgments/successes.html>

<http://www.wipo.int/pct/ru/warning/judgments/successes.html>

会合文書

PCT作業部会

2017年5月8日から12日までジュネーブで開催される第10回PCT作業部会のために作成された作業文書を以下のリンク先からご覧頂けます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=42289

PCT技術協力委員会

2017年5月8日から12日までジュネーブで開催される第30回PCT技術協力委員会（CTC）のために作成された作業文書を以下のリンク先からご覧頂けます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=42647

実務アドバイス

国際出願に関する通知の送付のための E メールアドレスの事後的な提供

Q: 当方のクライアントを代理して PCT 出願を提出する際には、国際事務局及び PCT に基づく他の官庁/機関へ E メールによる通知の送付の許可をするために、通常当方の E メールアドレスを提供し、該当するチェックボックスをチェックしています。当事務所はできる限りペーパーレスな業務環境を望んでおり、また郵送での遅延による支障を回避したい意向です。

当方は最近、代理人として一連の PCT 出願を引き継ぎ、必要な委任状を提出しました。しかしながら、それらの国際出願に関する国際事務局からの通知を書面形式でのみ受け取っていることに気が付きました。当方が新しい代理人である出願についても E メールで通知を受け取れるよう送付手段を変更する方法はあるのでしょうか。

A: PCT 規則 92 の 2 に基づく代理人、共通の代表者又は通知のためのあて名の変更の記録要請を提出する場合、国際事務局（IB）又は他の官庁/機関が提供された E メールアドレスへ E メールによる通知を送付することが許可されているかどうか明確にすること、また通知を事前の写しとしてのみ E メールで送付し、その後正式な書面を送付してもらうのか、若しくは電子形式のみでの送付を希望するのかどうかも明確にすることが重要です。上述の許可をしない場合、デフォルトの設定が適用されます。すなわち、書面形式のみで通知を受け取ることになり、提供されたいずれの E メールアドレスも、非公式な通信にのみ使用され、特定の出願に関する通知の送付には使用されません。

当該状況を是正するためには、電子形式でのみ全ての通知を送付するためのものとして、提供された E メールアドレスが記録されるよう、PCT 規則 92 の 2 に基づく新しい要請を提出することができます。そのような要請を行うための特別な様式はありませんので、書簡でその旨を述べるだけで結構です。あるいは、PCT 規則 92 の 2 に基づく要請を提出するのに ePCT のオンライン“アクション”機能を利用する場合、上述の変更の要請はクリック数回のみで済み、標準化された自動の様式が即時に IB へ提出されます。さらに、IB によるデータの再入力が必要ないため、特に E メールアドレスの転記エラーを防ぐことができます。

現在のところ、IB と少数の官庁のみが E メールによる通知の送付を行っていることにご留意ください。E メールによる通知の送付を行っている官庁の詳細は、*PCT 出願人の手引*の附属書 B に掲載されております。

以下もまた重要な点です：

- E メールによる通知のみを要請する場合、E メールアドレスの詳細を最新のものとして、

Eメールの受信がブロックされる状態を回避するのは、いかなる理由があろうとも貴殿の責任となります。

- 出願人を対象とした通知は、書面であろうと電子形式であろうと、常に一つのアドレスへ送付されます。出願人と代理人の両方に関して E メールアドレスが提供されている場合、IB は選任された代理人のみに E メールで通知します (PCT 実施細則第 108 号)。
- 特定の国際出願の手続きに関係しない非公式の質問に関して、IB へ E メールを送付することも可能です。これまで、少数の官庁のみが PCT 規則 92.4(h)に従って E メールにより書類の提出を受理することを IB へ通知しています。IB との電子通信に関しては、PDF ドキュメントのアップロードか、又は多くの ePCT オンライン “アクション” 機能のいずれかによる、ePCT システムのご利用をお勧めいたします。当該 “アクション” 機能では、PCT 規則 92 の 2 に基づく要請を含む、様々な状況で必要とされる貴殿の出願に関する直接の手続きを許可しております。ePCT システムご利用についての詳細は、以下のリンク先から、*PCT Newsletter* 2016 年 1 月号の “実務アドバイス” 欄をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/newslett/practical_advice/pa_012016.html

E メールアドレスの表示に関する詳細は、*PCT 出願人の手引*、国際段階の 5.029、5.050、8.017、8.021、10.018A 及び 10.021A 項をご参照ください。また複数の出願の E メールアドレスの記録に関しては、*PCT Newsletter* 2010 年 7–8 月号の “実務アドバイス” 欄をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/newslett/practical_advice/pa_072010.html

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧